

京都BCPライフライン連絡会 取りまとめ集

平成 31 年 3 月

# 目次

1. 災害時における京都府と各ライフライン事業者との情報共有、災害対応の連携	1 頁
2. 停電対策としての応援体制づくり	6 頁
(1) 重要施設	
(2) 重要施設の電力確保のフロー	
(3) 行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領	
3. 避難所等での通信環境確保	14 頁
4. 資料編	15 頁
○広域的な停電事故に対応するための関係機関の情報連絡網	16 頁
(共有範囲：関西電力(株)、消防本部、各市町村、京都府、府警本部)	
○府・市町村の道路管理者と関西電力(株)が連携した災害応急活動のための情報連絡網	17 頁
(共有範囲：関西電力(株)、各市町村(京都市除く)、京都府)	
○重要施設リスト	18 頁
(共有範囲：関西電力(株)、消防本部、各市町村、府警本部、京都府)	
○行政機関等及び関西電力(株)が所有する発電機等リスト	39 頁
(共有範囲：京都府)	

=====

## 京都BCPライフライン連絡会 参画機関

西日本電信電話(株) (京都支店設備部)	関西電力(株)京都支社
大阪ガス(株)導管事業部	(一社)京都府LPガス協会
(株)NTTドコモ ((株)ドコモCS関西京都支店)	KDDI(株)
ソフトバンク(株)	
京都市	京都府
上下水道局総務部総務課	環境部水環境対策課
建設局土木管理課	環境部建設整備課
行財政局防災危機管理室	建設交通部道路管理課
	府民生活部防災消防企画課

※毎年度当初に情報連絡網等を更新することとする。

※本取りまとめ集は、各機関の非公開の連絡先等が掲載されていることから、取扱いには十分に留意し、関係機関の円滑な連携による迅速かつ的確な防災対応の目的以外の使用や他者への情報提供等をしないこと。

# 1. 災害時における京都府と各ライフライン事業者との情報共有、災害対応の連携

初版 京都BCP推進会議 第3回ライフライン勉強会(H28.3.1)

改訂 第5回京都BCP ライフライン連絡会(H31.1.23)

## (1) 各ライフライン事業者の被災状況等に係る府の情報集約について

### 【平常時】

各ライフライン事業者は、必要に応じて事故の状況等について京都府に報告する。

### 【災害時】

ア 各ライフライン事業者は、各事業者で災害対策本部の設置等をした場合、報道機関に公表した情報について、速やかに京都府に報告する。

※ 報告方法として、「緊急連絡先一覧表」により、電話、FAX、電子メール、又は防災情報システムなどいずれかの方法を活用する。

イ 京都府は必要に応じて、緊急連絡先一覧表により、各ライフライン事業者に被害状況等の報告を要請する。

※ 各ライフライン事業者の「緊急連絡先一覧表」を整備する。(別紙1のとおり)

※ 基本報告様式「ライフライン事業者被害・復旧報告」を定める。(別紙2のとおり)

※ 基本的には公表を前提とした情報とするが、復旧見込み情報等については、公表の可否について明らかにしておく。

ウ 京都府は必要に応じて、各ライフライン事業者に府災害対策本部へのリエゾン派遣を要請し、被災状況(地図情報など)や復旧見込みなどの情報集約を行う。

## (2) 各ライフライン事業者間の被災状況等の情報共有体制について

### 【平常時】

各ライフライン事業者間における事故の状況等に係る情報共有は基本的には行わない。

### 【災害時】

ア 各ライフライン事業者は、報道発表レベルの情報を共有するよう努める。

(ア) 府は、各ライフライン事業者から入手した報道資料について、可能な限り取りまとめ報に掲載する。

(イ) 各ライフライン事業者は、「きょうと危機管理WEB」に掲載される被害の取りまとめ報を閲覧するよう努める。

イ 各ライフライン事業者は、必要に応じて、緊急連絡先一覧表や防災情報システムにより、相互に被害状況等について情報交換する。(対京都府を含む)

◆ 関西電力(株)は、関係防災機関に対し被害状況のほか停電状況や復旧見通しについて情報提供・報告する。

ウ 各ライフライン事業者は、必要に応じて、府災害対策本部にリエゾンを派遣して、

(ア) 必要な被害情報等を入手することができる。

(イ) 必要な箇所の道路復旧等について、京都府に要望することができる。

### (3) 各ライフライン事業者の復旧見込み状況の公表について

府は、各ライフライン事業者から情報提供された基本報告様式により公表が可能とされた復旧見込み情報について取りまとめ報において公表する。

※ 各ライフライン事業者は、復旧見込み状況や具体的な被害状況、被害の原因等について、正確性を期しながら情報を提供する。

◆ 関西電力(株)は、停電状況や復旧見通し等について公表する。

※ ただし、企業等からの個別的な問い合わせに対しては、企業の自己責任を前提に、可能な範囲で臨機に対応する。

### (4) 各ライフラインの復旧の調整について

ア 府は、ライフラインの復旧について調整の必要があるとき、各ライフライン事業者に対して府災害対策本部にリエゾンを派遣・参集するよう求めることができる。

イ 府は、府災害対策本部内に、災害の状況、各ライフラインの被災状況・復旧状況を情報共有する場を設置し、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

※ リエゾンは、各事業者災害対策本部と連絡を取りながら調整し、技術的な判断を行うことがある。

※ 各種施設の被災状況についての情報には、人命に関わる施設や防災関係施設等の重要施設のほか、ライフラインの復旧が必要な企業群を含めることとする。

ウ 各ライフライン事業者への広域応援に來た車両の1次集合拠点について、各ライフライン事業者からその都度、京都府に場所の提供を要請する。京都府は調整の上、他の防災活動に支障がない範囲で広域防災活動拠点などを提供する。

### (5) 各ライフライン事業者のリエゾン派遣について【再掲】

ア 府は、必要に応じて、次の場合に、各ライフライン事業者に対して府災害対策本部にリエゾンを派遣・参集するよう求めることができる。

(ア) 各ライフラインの被害状況について情報集約する必要があるとき

(イ) 各ライフラインの復旧調整をする必要があるときを含む

◆ 関西電力(株)においては、道路管理者等関係防災機関との連携した災害復旧活動や重要施設への優先復旧、臨時供給等の調整する必要があるときを含む

イ 各ライフライン事業者は、必要に応じて、次の場合に、府災害対策本部にリエゾンを派遣することができる。

(ア) 必要な被害情報等を入手する必要があるとき

(イ) 必要な箇所の道路復旧等について、京都府に要望する必要があるとき

※下線部は、京都府地域防災計画に反映済

## 2. 停電対策としての応援体制づくり

広域的で、復旧までに数日以上を要する長期的な恐れがある停電時等に、災害応急対策の実施のために不可欠となる重要施設へ、自家発電設備の燃料調達、電力の臨時供給や優先復旧、発電機等の貸出しにより、電力を確保する。

### (1) 重要施設

災害応急対策の実施のために不可欠となる施設（平成30年10月18日付け30防第520号「災害発生時に電力の優先復旧が必要となる重要施設について」で取りまとめた施設）について、事前にリスト化し関西電力（株）と情報を共有する。

なお、施設数が膨大のためリスト化していない重要施設（避難所、通信施設のうち基地局、交通施設のうち信号機、上水道施設・下水道施設のうち規模の小さい施設）や重要施設としていない施設であっても、停電時に当該施設の状況に応じて優先復旧等の調整を実施することがある。

施設数 約 1,130 施設

①人命救助に関わる又は府民の生命維持等に必要な施設	約 240 施設
②災害対策本部等の指令機能を有する官公庁舎	約 130 施設
③防災関連施設	約 300 施設
④ライフライン施設	約 420 施設
⑤その他、災害応急対策に不可欠な機能を有する施設	約 40 施設

#### ①人命救助に関わる又は府民の生命維持等に必要な施設

- ・災害拠点病院、救急指定病院、その他病院、人工透析を行っている診療所（その他の診療所を除く）
- ・医療依存度が高い利用者（人工呼吸器を使用など）が入所している社会福祉施設（具体的には、介護老人保健施設を想定） 等

#### ②災害対策本部等の指令機能を有する官公庁舎

府庁、各府総合庁舎、市町村庁舎、警察本部、消防本部 等

#### ③防災関連施設

避難所（※1）、広域物資輸送拠点（京都舞鶴港、丹波自然運動公園、山城総合運動公園、京都パルスプラザ）、海上輸送拠点（京都舞鶴港）、各市町村の地域内輸送拠点、土木事務所、保健所、各支所・出張所、ダム施設、排水ポンプ場 等

#### ④ライフライン施設

上水道施設・下水道施設（※2）、通信施設（※1）、交通施設（※1）、報道機関 等

#### ⑤その他、災害応急対策に不可欠な機能を有する施設

火葬場、ごみ焼却施設 等

※1 避難所、通信施設のうち基地局、交通施設のうち信号機は、停電時に優先復旧等の調整を実施する。

※2 以下に該当する施設をリスト化。リスト化していない上下水道施設であっても、停電時の状況に応じて優先復旧等の調整を実施する。

#### 上水道施設（浄水施設）

- ・各市町村が管理する最も配水能力が大きい浄水場
- ・各市町村が管理する次に配水能力が大きい浄水場  
又は  
府の施設からの受水量が最も大きい受水場のいずれか。（各市町村が選択）

#### 上水道施設（取水施設）

- ・上水道施設（浄水施設）の水源で最も及び次に汲み上げ量が多い取水施設（水源から浄水場までの導水管における中継ポンプ等を含む）

#### 上水道施設（配水池）

- ・上水道施設（浄水施設）から直接送水され、貯水量が大きい等、各市町村で最も重要な1つの配水池（浄水場から配水池までの送水管にある中継ポンプ等を含む）

#### 上水道施設（府管理施設）

- ・府管理浄水場（水源から浄水場までのポンプ施設含む）と久御山広域ポンプ場

#### 下水道施設（終末処理施設）

- ・流域下水道（污水）、公共下水道（污水。特定環境保全公共下水道を除く）の終末処理場
- ・公共下水道がない市町村における最も規模の大きい特定環境保全公共下水道又は農業・漁業集落排水施設の終末処理場

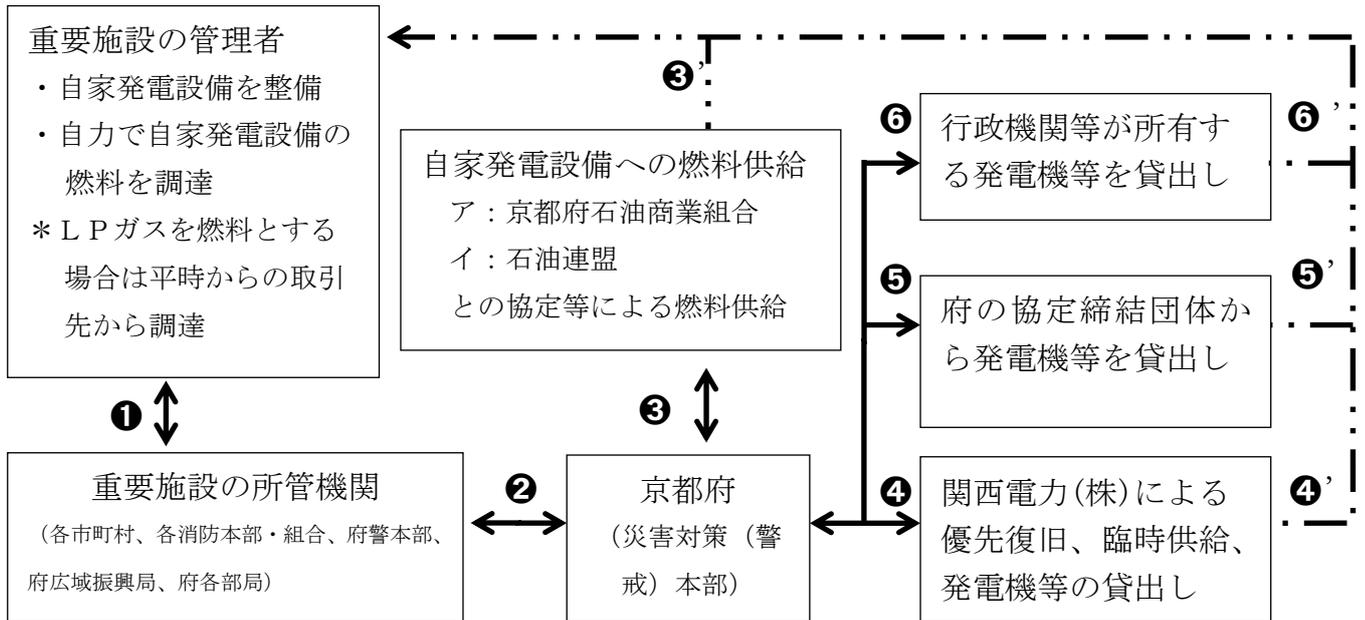
#### 下水道施設（管路施設）

- ・流域下水道（污水）の管渠のポンプ
- ・公共下水道（污水。特定環境保全公共下水道を除く）の主要な管渠のポンプ  
※主要な管渠：下水道法施行規則第3条  
下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠

#### 下水道施設（雨水）

- ・流域下水道（雨水）、公共下水道（雨水）及び都市下水路の流入ゲート及び雨水ポンプ場

## (2) 重要施設の電力確保のフロー



【自家発電設備が無い又は自家発電設備はあるが自力で自家発電設備の燃料を調達ができない場合】

- ①重要施設の管理者から重要施設の所管機関へ電力供給の要請
- ②重要施設の所管機関から府災害対策（警戒）本部へ電力供給の要請
- ③重要施設に自家発電設備はあるが自力で自家発電設備の燃料を調達することができない場合は、燃料供給の要請  
⇒③' 府と京都府石油商業組合との協定による燃料供給  
京都府石油商業組合が対応不可の場合は石油連盟との覚書を活用し燃料供給
- ④重要施設に自家発電設備がない場合は、府災害対策（警戒）本部から関西電力(株)へ優先復旧、臨時供給、発電機等の貸出しの要請・調整  
⇒④' 関西電力(株)による優先復旧、臨時供給
- ⑤自家発電設備の燃料供給や優先復旧、臨時供給ができない場合は、府が協定を締結している団体に発電機等の貸出しを要請・調整  
⇒⑤' 協定締結団体（※）による発電機等の貸出し

(※) 協定締結団体名	応援内容	備考
① (一社) 日本建設機械レンタル協会	発電機の貸与	運搬者：同協会又は府が指定する者 費用負担：重要施設（受援者）
②三菱自動車工業株式会社等	電源となる電気自動車及び給電装置の貸与	運搬者：同社職員 費用負担：重要施設（受援者） (ただし、引渡し後7日間は無償)

- ⑥自家発電設備の燃料供給や優先復旧、臨時供給ができない場合は、「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」により、府災害対策（警戒）本部から行政機関等へ発電機等の貸出しを要請・調整

⇒⑥' 行政機関等が所有する発電機等の貸出し

※運搬者：重要施設（受援者）又は府が指定する者

費用負担：重要施設（受援者）

行政機関等が所有する発電機等数

発電機等 約 830 台

京都市域	約 440 台
山城（乙訓）地域	約 90 台
山城（山城北）地域	約 110 台
山城（山城南）地域	約 50 台
南丹地域	約 50 台
中丹地域	約 30 台
丹後地域	約 60 台

※その他、関西電力(株)が約 50 台所有

#### 【参考】自家発電設備への燃料供給

① 自力での燃料調達

重要施設管理者は、平時の取引業者に連絡し燃料を調達する

② 地域レベルでの燃料供給（京都府石油商業組合と京都府との協定を活用）

自力での燃料調達が困難な場合、重要施設管理者は京都府に対して燃料供給を要請

③ 国レベルでの燃料供給（石油連盟と京都府との覚書を活用）

大規模災害において、京都府は地域レベルでの燃料供給が困難な場合、石油連盟に対して燃料供給を要請

※大規模災害：石油備蓄法第 33 条第 1 項の規定に基づき、経産大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害

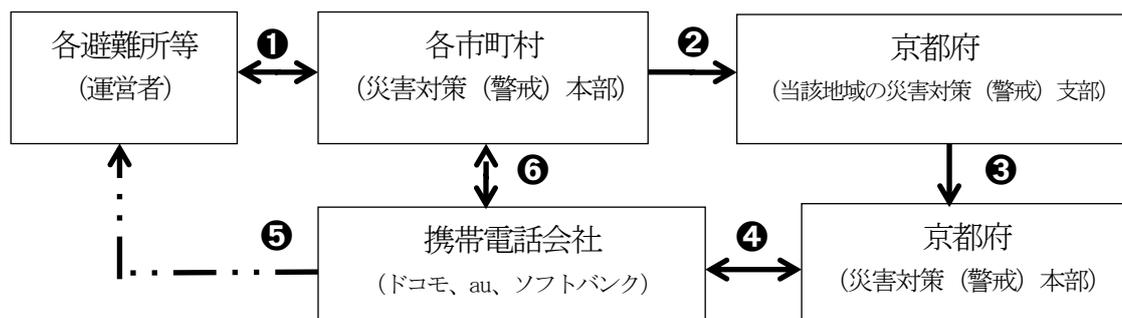
#### 留意事項

- ・ ①～③により燃料供給が行われる場合であっても、道路の復旧状況や輸送手段の確保状況等により、配送に時間を要する場合があるため、重要施設管理者は 4 日程度の燃料備蓄を推奨。
- ・ ②、③の場合は重要施設管理者が費用負担

### 3. 避難所等での通信環境確保

指定緊急避難場所、指定避難所に加え、各市町村が住民の一時避難のために開設した避難施設（以下「避難所等」と言う）について、携帯電話会社（(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、softbank(株)）が保有するWi-Fi 機器や充電器等の設置により通信環境を確保する。

#### (1) スマートフォン、携帯電話のWi-Fi・充電スポット設置フロー



- ①各避難所等と各市町村（災害対策（警戒）本部）が調整
- ②各市町村（災害対策（警戒）本部）から府災害対策支部へ要請
- ③府災害対策支部から府災害対策（警戒）本部へ要請
- ④府災害対策（警戒）本部から携帯電話会社へ要請・調整
- ⑤携帯電話会社が要請のあった避難所等へ設置

※設置資機材の保全：各市町村（災害対策（警戒）本部）又は各避難所等の運営者

- ⑥携帯電話会社と各市町村（災害対策（警戒）本部）が運用・撤去等の調整
- ※撤去の目安：各避難所等の閉鎖

#### (2) 設置資機材

Wi-Fi 機器、充電器、発電機

※：Wi-Fi 機器、充電器には電源が必要

#### (3) 自治体の費用負担

原則なし

#### (4) 留意事項

- ・携帯電話会社の資機材は関西全体が設置対象となるため、各府県の被害状況により設置可能台数が調整される場合がある。また、他府県からの要請も含め保有台数を超える資機材が必要な場合、携帯電話会社の拠点から遠方となる府北部へ設置する場合、交通途絶により設置困難な場合など、被災状況により設置に日数を要する又は設置できないことがある。
- ・要請が多数の場合は、スマートフォンや携帯電話が利用できない状態が長時間継続する恐れがある地域で、利用が多いと見込まれる避難所等を優先する。
- ・Wi-Fi 機器は携帯電話の基地局の電波を利用するため、当該避難所等をカバーする基地局が被災すると設置できない場合がある。
- ・当該避難所等の電力が確保されている場合には、当該避難所等の運営者は、携帯電話会社が設置する充電器、Wi-Fi 機器を始めとする設置資機材への電力供給に協力する。